

税制改正にかかる 国民健康保険税の改正について

地方税法施行令の改正に伴い、本市においても国民健康保険税(国保税)を改正しました。

◇**国保税の算出方法** 国保税は「医療保険分」、「後期高齢者支援分」、「介護保険分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出しています。(図1)

◇**改正の概要** 今回の改正の要点は「軽減制度の対象者の拡大」と「最高賦課額(限度額)の引き上げ」の2点です。

① 軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得(軽減判定時のみ国保に加入していない世帯主の所得も含まれます)が一定の基準以下の場合、その所得合計に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。(注1)

② 最高賦課額(限度額)の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、医療保険分の最高賦課額(限度額)が2万円引き上げられ63万円に、介護保険分が1万円引き上げられ、17万円になりました。(注2)

※詳細は7月中旬に送付される今年度の国保税納税通知書をご確認ください。



図1 国民健康保険税の算出方法

所得割：加入者各個人の前年中の所得－33万円 (マイナスの場合は0円とする)の合計額	×	6.7%	2.0%	1.2%
		+	+	+
資産割：加入者各個人の土地・家屋の固定資産税の 合計額	×	24%	9%	5%
		+	+	+
均等割：加入者の人数	×	24,000円	6,000円	6,000円
		+	+	+
平等割：1世帯につき		23,000円	5,000円	4,000円
		▼	▼	▼
世帯の国民健康保険税額	=	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分

注1 基準所得の計算方法

※世帯主とその世帯の国保加入者の合計所得が次の式で算定した金額以下の場合が対象です。

「5割軽減」の算定額計算方法

33万円+(国保加入者の数×28万5千円)「28万円」→「28万5千円」に改正

「2割軽減」の算定額計算方法

33万円+(国保加入者の数×52万円)「51万円」→「52万円」に改正

注2 最高賦課額(限度額)の引き上げ

医療保険分	61万円→63万円	2万円引き上げ
後期高齢者支援金分	19万円→19万円	引き上げなし
介護保険分	16万円→17万円	1万円引き上げ
合計額	96万円→99万円	3万円引き上げ